

市町村が定めることとなる施設・事業の 認可基準等について

子ども・子育て関連3法において、市町村は条例で以下に示す施設・事業の認可基準等（以下「基準」という。）を定めることとされています。

1. 特定教育・保育施設の運営に関する基準（確認基準）
2. 特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）
3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
4. 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）

市町村が条例で基準を定めるに当たっては、府省令で定める基準を参酌し、又はそれに従う必要がありますが、当該府省令は今年度末を目途に公布される予定となっています。

また、国のスケジュールでは、平成27年度当初に整備されているべき施設・事業については、平成26年度中に確認・認可等の手続きを行うことができるよう、可能な限り平成26年6月議会、遅くとも9月議会において条例を制定し、事業者等に周知する必要があるとされています。

以上のように限られた期間内に基準条例案を取りまとめる必要があることから、国の子ども・子育て会議基準検討部会で示されている基準案に基づき、本市が地域の実情を踏まえて定める本市の基準の基本的な考え方について、意見聴取を開始しようとするものです。

【対応方針案】

「従うべき基準」「参酌すべき基準」ともに、国の基準を基本としつつ、本市の現状等を踏まえ検討を行っていくこととしたい。

【条例委任に係る府省令基準の類型】

	参酌すべき基準	従うべき基準
法的効果	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任 ⇒ 「参酌する行為」を行わなかった場合は違法	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法

(参考) 子ども・子育て支援法における給付・事業の類型について

【類型図】

給付又は事業	種別		施設・事業		認可基準	確認
子ども・子育て支援給付	教育・保育給付	<u>施設型給付</u>	<u>認定こども園</u>	<u>幼保連携型</u>	県	市
				<u>保育所型</u>		
				<u>幼稚園型</u>		
				<u>地方裁量型</u>		
			<u>幼稚園</u>			
		<u>保育所</u>				
		<u>地域型保育給付</u>	<u>家庭的保育事業</u>			
			<u>小規模保育事業</u>	<u>A型</u>	市	
				<u>B型</u>		
				<u>C型</u>		
<u>居宅訪問型保育事業</u>						
<u>事業所内保育事業</u>						
現金給付	児童手当					
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・妊婦健康診査 ・養育支援訪問事業等 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・延長保育事業 ・放課後児童クラブ ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 					

